

石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務提案説明書

1 本書の目的

本書は、石狩西部広域水道企業団（以下、「委託者」）が実施する「石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務」について、審査により受注候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3 業務内容

本業務を受託した者（以下、「受託者」）は、委託者の事業内容を理解し、動画の作成にかかるすべての業務を行うものとする。事業内容は、石狩西部広域水道企業団ホームページに公表している「石狩西部広域水道企業団 水道ビジョン」、「パンフレット」等を参考にすること。

(1) 企画・構成

企画競争での提案内容を基に、委託者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

なお、動画の企画・構成は次の事項に留意すること。

- ① 制作した動画は、大人の視聴を中心として、小学生の視聴にも活用できるものとする。
- ② 「石狩西部広域水道企業団の概要」、「各水道施設の概要」、「取水（当別ダム）から送水（各分水施設）までの水の流れ」、「浄水場の仕組み」、及び「水道の安全性」について、理解と関心を得られる内容とする。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な撮影（ドローン撮影を含む）を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・テロップ・アニメーション作成、グラフィック作成、及びこれらの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

動画の要件については次のとおりとする。

- ① 全体の再生時間は、10分程度の動画とする。
- ② 日本語字幕を入れ、漢字にはルビをふること。
- (4) 成果物の納品
成果物は、次の要件・企画で納品するものとする。
 - ① 動画の企画は、16:9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
 - ② 動画の納品は、仕様に合わせて以下を制作するものとする。
 - ア DVD ディスク 7枚
 - イ Blu-ray ディスク 7枚DVD・Blu-ray ディスクについては、盤面・ジャケットにタイトル等を印刷し、ディスク毎にトールケースに収納すること。
 - ウ 配信用データ 3種類 YouTubeで再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOV）
- ③ 撮影したすべての映像 1式（編集が容易なファイル形式）

4 留意事項

- (1) 業務遂行にあたり、法令を遵守し適切な成果が上げられるよう努め、委託者にとって最適な支援を行うこと。
- (2) 受託者は本業務の目的を達成するため、打合せを密にした上で、打合せ内容を記録簿にまとめること。
- (3) その他、本書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、受託者と委託者が協議して決定すること。

5 提出書類

契約締結後、受託者は次に掲げる書類を提出すること。ただし、提出する書類については、業務開始後に協議を行い、必要に応じて省略できるものとする。また、各提出様式は委託者の承諾を得た様式を使用すること。なお、括弧内は提出期限を示す。

- (1) 締約締結後に提出する書類
 - ① 業務着手届（着手後速やかに）
 - ② 行程表（着手後速やかに）
- (2) 業務完了後に提出する書類
 - ① 事業完了届（完了後速やかに）
 - ② 3（4）に示す成果品

6 データの保護・著作権等について

- (1) 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28

条に規定する権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。
また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- (6) 本業務にかかる諸経費は、全て本契約に含めること。
- (7) 本仕様書に記載の事項及び記載の無い事項について生じた疑義については、委託者と協議し、その決定に従うこと。